

住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金 (1世帯あたり10万円)および 低所得者子育て世帯への加算給付金(こども加算)

給付額
1世帯あたり
10万円

①住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金

給付対象世帯

基準日(令和5年12月1日)時点で飯塚市に住民票がある世帯のうち、**令和5年度住民税均等割のみ(令和4年中の収入を基に算定)が課税されている世帯**または、**均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯**
※ただし、世帯全員が、令和5年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。

申請方法

- **世帯全員が、令和5年1月1日以前から飯塚市にお住まいの場合**
対象世帯の世帯主に、**令和6年2月下旬から案内通知**(「支給のご案内」「支給要件確認書」)を順次発送しています。支給要件確認書に**必要事項を記入し返送**してください。
- **世帯の中に、令和5年1月2日以降に飯塚市へ転入した方を含む場合**
転入した方については、転入前の自治体へ課税状況等の照会が必要となるため、対象世帯の世帯主には、**令和6年3月上旬から案内通知を順次発送**します。支給要件確認書に必要事項を記入し返送してください。
※条件により転入前の自治体に照会ができない場合があります。支給対象者に該当するにも関わらず発送予定時期を過ぎても案内通知が届かない場合は、臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。
※**世帯の中に、令和5年度の住民税未申告者等を含む場合は対象となりません。**
※令和5年12月1日以降に修正申告等を行った場合は臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。

給付金の支給時期

令和6年3月下旬頃支給開始

※支給要件確認書を市役所で受理した日から3週間程度が支給の目安です。



給付額
対象児童
1人あたり
5万円

②低所得者子育て世帯への加算給付金(こども加算)

給付対象

- ①令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金(1世帯あたり7万円)の受給世帯 または
- ②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)の受給世帯のうち、令和5年12月1日において同一世帯に、18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯
※①または②の同一世帯で令和5年12月2日以降に生まれた新生児がいる場合は臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。

支給方法

- ①プッシュ型(申請不要)により住民税非課税世帯等臨時特別給付金(1世帯:7万円)の対象者については受給口座へ支給
- ②住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(1世帯:10万円)の対象者については給付金と合わせて通知および支給

給付金の支給時期

令和6年3月下旬頃支給開始

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に飯塚市に避難している方も対象となる場合があります。
臨時特別給付金コールセンターまでご連絡ください。

●お問合せ 飯塚市臨時特別給付金コールセンター

電話: 0948 - 23 - 7870 (受付時間 平日 9時~17時) FAX: 0948 - 21 - 6356